

「資源・ごみの持ち去り防止対策に関する基本的な考え方」 に対する市民意見の内容及び市の考え方

「資源・ごみの持ち去り防止対策に関する基本的な考え方」に対し、貴重なご意見をいただきありがとうございました。いただいたご意見とそれに対する本市の考え方を公表いたします。

なお、ご意見の内容については、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、原文の一部を要約、分割するなどして掲載させていただきましたので、ご了承ください。

令和7年9月

<市民意見募集の概要>

●募集期間

令和7年7月22日（火）から8月20日（水）まで

●提出状況

提出者数：101人

提出方法：郵送（17人）、FAX（42人）、電子メール（29人）、持参（13人）

●意見の内訳 合計185件

- 1 持ち去り行為に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・12件
- 2 取り締まりに関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・11件
- 3 条例制定に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・33件
 - 1 制定に賛成する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・(18件)
 - 2 制定に反対する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・(11件)
 - 3 制定、施行の時期に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・(4件)
- 4 条例の内容に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・59件
 - 1 趣旨に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・(4件)
 - 2 持ち去りを禁止する品目に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・(1件)
 - 3 規制対象の除外となる者に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・(23件)
 - 4 罰則に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・(31件)
- 5 条例の広報に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・12件
- 6 所有権に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・4件
- 7 条例以外の対策に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・10件
- 8 保健環境委員など地域住民の役割に関すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・19件
- 9 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・25件

名古屋市環境局作業課

電 話：052-972-4082

FAX：052-972-4133

電子メール：a2399@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

目次

1	持ち去り行為に関すること 12 件	- 1 -
2	取り締まりに関すること 11 件	- 2 -
3	条例制定に関すること 33 件	- 4 -
	<1 制定に賛成する意見 18 件>	- 4 -
	<2 制定に反対する意見 11 件>	- 6 -
	<3 制定、施行の時期に関すること 4 件>	- 7 -
4	条例の内容に関すること 59 件	- 8 -
	<1 趣旨に関すること 4 件>	- 8 -
	<2 持ち去りを禁止する品目に関すること 1 件>	- 8 -
	<3 規制対象の除外となる者に関すること 23 件>	- 9 -
	<4 罰則に関すること 31 件>	- 10 -
5	条例の広報に関すること 12 件	- 12 -
6	所有権に関すること 4 件	- 13 -
7	条例以外の対策に関すること 10 件	- 14 -
8	保健環境委員など地域住民の役割に関すること 19 件	- 15 -
9	その他 25 件	- 16 -

1 持ち去り行為に関すること 12 件

市民意見の概要	市の考え方
・各戸前に出す不燃ごみまでも軽トラに載せて持ち去る行為が多々見受けられるため、各戸収集のアルミ缶（集団回収）の持ち去りが心配。	持ち去り行為は、本市の廃棄物処理及び集団回収制度の円滑な実施に悪影響を与えております。
・地域住民が集めたアルミ缶を自分のためだけに持ち去る行為は許せない。	特定の品目ではなく、市が収集している品目及び集団回収団体が回収している品目全ての持ち去り行為を禁止する条例を制定し、条例に基づき取り締まりを行うことを考えております。
・人がいない時を見計らってライトバンでアルミ缶を持ち去っていく。	
・持ち去りには数回遭遇しており注意するが、「犯罪ではない」「積んだものは自分のものだから、これを持って行ったら逆に犯罪だ」と恫喝された。保健環境委員なのに、目の前の持ち去り行為を黙認することしかできず、市の財産を取られ放題でやるせない思いでいっぱい。	
・住民として恐怖を感じる。本来は市の財源の一部になるはずのもの。市に収集してもらう前提で出しているはずで、持ち去り業者を儲けさせるために出しているわけではない。貧困を背景としている場合でも、貧困対策は別の形で行われるべき。	
・捨てると言っても、名古屋市に出す（寄付）と思っている。それを持ち去るのは問題がある。	
・持ち去りには複数回あっており、声掛け注意したら渋々置いていくときもあるが、無視して持ち去る場合は警察へ通報した。持ち去りは犯罪だと誰もが認識出来ない社会は異常。	

・粗大ごみの持ち去り行為について不法投棄につながってはならないが、不法投棄については取り締まる法律があるからそちらに任せればいい。	持ち去られた粗大ごみについて、不法投棄される懸念があり、そういったことがないよう条例に基づき持ち去り行為について取り締まってまいりたいと考えております。 なお、不法投棄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されているため、法律に基づき対応してまいります。
・粗大ごみの持ち去りに関しても、申し込みや納付券の購入など市民の手間と費用、市の収集制度そのものを踏みにじる行為であり、持ち去られた粗大ごみが不法投棄される懸念もある。	
・他県ナンバーの複数の車が持ち去りを行っている。不燃ごみ・粗大ごみの持ち去りは、不法投棄につながる恐れがあるため、防止する必要がある。	
・資源ステーションで袋を開けてあさっており、フレコンバッグを自宅前に設置し業者のように大量の資源を持ち去っている者がいる。ごみを出すたびに鉢合わせする可能性があり、ごみ出しが嫌になる。プライベートな中身をあさるような行為は市民感覚として受け入れ難い。	持ち去り行為は、本市の廃棄物処理及び集団回収制度の円滑な実施に悪影響を与えております。 分別に協力していただき、市民の方がルールを守って排出したものは、行政が適正に処理する責任があります。 条例で持ち去り行為を禁止することにより、資源・ごみの適正処理を確保してまいりたいと考えております。
・夜間に集める人はいなくならないと思う。	持ち去り対策の一環として、これまでも、収集日当日の朝に排出いただくようよう案内してきているところですが、引き続きご協力いただけるよう努めてまいります。

2 取り締まりに関すること 11 件

市民意見の概要	市の考え方
・持ち去り行為を、いつ、だれが取り締まるのか。	持ち去り行為は主に早朝に発生しているため、本市による早朝パトロールを実施しております。
・条例を施行してほしい。保健環境委員による対応や夜間対応などの対策が必要。	なお、保健環境委員をはじめとする市民の皆様が持ち去り行為を見かけた際は、場所、時間帯、車のナンバー及び持ち去り者の特徴などを本市に情報提供いただきたいと考えております。
・早朝から環境事業所や警察で巡回することが必要。	トラブルに巻き込まれることのないよう、持ち去り者への直接の注意はご遠慮ください。

・トラックによる持ち去りなど、組織ぐるみのものは悪質なため取り締まってほしい。	組織ぐるみのものを含め、持ち去り行為について取り締まってまいります。
・条例には賛成だが、勧告や命令のための持ち去り者の特定は、市の人員だけでは不可能。市民が撮った動画や写真について、通報先を立ち上げ、検挙につながる仕組みの構築をお願いしたい。	勧告や命令のための持ち去り行為の現認は、市職員により行う必要があると考えており、早朝パトロールにて対応してまいりたいと考えております。 市民の方が持ち去り行為を見かけた際は、場所、時間帯、車のナンバー及び持ち去り者の特徴などを本市に情報提供いただきたいと考えております。(匿名による情報提供も可)
・匿名による通報も受け付けてもらえるのか。	
・持ち去り者をどのように特定するのか。	
・不燃ごみや粗大ごみの持ち去りについて、条例施行に伴い自宅前での持ち去り者とのトラブルが増加すると思う。対策として、当面の間資源ステーションへ出すこととし、禁止ポスター掲示や立ち番をして、注意、勧告、警告と段階的に喚起するのはどうか。	持ち去り者に対する注意等により、住民がトラブルに巻き込まれることのないよう、持ち去り行為を見かけた際は、場所、時間帯、車のナンバー及び持ち去り者の特徴などを本市に情報提供いただきたいと考えております。 なお、各戸収集の品目を資源ステーションへ排出することは、市民の利便性の低下や不適正排出の観点から困難であると考えております。
・持ち去り者の中には外国人もいるが、不法滞在で暮らすためアルミ缶を回収していると考えられ、警察とも連携が必要。	条例の運用にあたり、警察と連携できるよう取り組んでまいります。
・警察・行政・市民の三者が一体となって取り締まり、裁判に備え構成要件を明確化し、感情論に訴えるだけでないようにしてもらいたい。	条例の運用にあたり、警察と連携できるよう取り組んでまいります。 市民の方とも、持ち去り行為を確認した際に本市へ情報提供いただくなど、しっかりと連携できるよう取り組んでまいります。 なお、命令違反者について警察へ告発する際には証拠が十分に揃っている必要があり、各事案ごとに総合的に判断し慎重に対応してまいりたいと考えております。
・条例が持ち去り行為の抑止力となるために、条例違反となる状況判別ができる内容であることが大切であり、条例違反の対応は必ず警察に依頼する。	持ち去り行為の現認、持ち去り者に対する勧告・命令など、条例の運用については本市にて対応しますが、警察と連携できるよう取り組んでまいります。

3 条例制定に関すること 33 件

<1 制定に賛成する意見 18 件>

市民意見の概要	市の考え方
・持ち去り行為を世間が暗黙の了解のように思っており、堂々と自転車にいっぱい載せて去っていく。持ち去り行為を許してはいけない。	持ち去り行為は、本市の廃棄物処理及び集団回収制度の円滑な実施に悪影響を与えております。
・トラックで大量に持ち去る行為は問題。本来は市の財源となるもののため、条例は必要。	特定の品目ではなく、市が収集している品目及び集団回収団体が回収している品目全ての持ち去り行為を禁止する条例を制定し、条例に基づき取り締まりを行い、適正処理に対する市民の期待に応えてまいりたいと考えております。
・資源ステーションの整頓をしても、アルミ缶を抜き取った後のスチール缶やビニール袋が散乱している状況に悩まされている。早急に条例を制定し、持ち去りを禁止するよう切に要望する。	
・資源ステーションの整理をしているが、回収までに必ず持ち去りがあるため、条例の制定を早急をお願いしたい。	
・持ち去りが横行しており、治安的にも問題。条例制定を熱望する。(同趣旨の意見他2件)	
・集団回収として地域還元のため集めているものを持ち去られるのは住民の不利益・損失となるため、条例に賛成。	
・循環型社会の形成に寄与することを目的とする条例の趣旨に賛同する。	
・持ち去りは、市民の税金で維持されているごみ処理制度・集団回収制度の根幹を揺るがす行為。また、リサイクルにより市に入るはずだった利益の喪失は、ホームレス支援や福祉事業等に充てられる可能性のある財源を奪うことでもある。名古屋市では古紙を除き、持ち去りを禁止する条例がなかったが、今回、包括的に持ち去りを規制する条例を検討していることは、非常に前向きな一歩だと感じる。	
・条例制定に賛成。(同趣旨の意見他1件)	
・古紙だけでなく、資源等の持ち去り禁止には大いに賛成。	

・ 条例には賛成。集団回収として、町内会運営の原資となっている。また、持ち去り行為は缶選別時の騒音が近所迷惑となっていたり、缶に残っている中身をその場に捨てるため悪臭の元となり、ひどい場合は地域住民が清掃を行うこととなる。もともと資源ごみの回収はホームレス状態の方々のために行っている訳ではないし、地域住民が持ち去り行為の後始末を余儀なくされている。	持ち去りに関する通報の中には、持ち去り行為に伴う騒音、資源ステーションの分別状況悪化、プライバシーの侵害などに対する苦情もご意見としていただいております、地域住民の方にご負担が掛かっている状況であると認識しております。 持ち去り行為を禁止する条例を制定し、適正処理に対する市民の期待に応えてまいりたいと考えております。
・ 保健環境委員として、持ち去りにかかる騒音や、資源ステーションに持ち去り者が待ち構えており不気味という苦情を受けることが多い。持ち去り者に注意してもやめないなので、条例制定を期待している。	
・ 持ち去りは早朝から選別などの騒音が迷惑。また注意すると逆切れされる恐れがあるため、条例の制定には賛成。	
・ アルミ缶はまだしも、不燃ごみから金目の物を選別するため開封して持ち去るのは、プライバシーの観点から問題だ。	
・ 条例制定は必要。生活に困っているなら、生活保護等、市でサポートをお願いしたい。	持ち去り行為は、本市の廃棄物処理及び集団回収制度の円滑な実施に悪影響を与えております。 特定の品目ではなく、市が収集している品目及び集団回収団体が回収している品目全ての持ち去り行為を禁止する条例を制定し、条例に基づき取り締まりを行い、適正処理に対する市民の期待に応えてまいりたいと考えております。 ホームレス・生活困窮者等に対しては、本人の意向を尊重しながら福祉施策の案内を丁寧に行ってまいります。

<2 制定に反対する意見 11 件>

市民意見の概要	市の考え方
・弱いものいじめの条例に反対。経済的に大変な方や弱い立場の方による持ち去りについて、寛容な社会であるべき。アルミ缶を持ち去られて困っている人はいない。	持ち去り行為は、本市の廃棄物処理及び集団回収制度の円滑な実施に悪影響を与えております。
・アルミ缶収集で生活している人たちのことを考えて、条例施行はやめてほしい。ルールを守らなければ指導はあるべきだが、市が条例で決めるべきではない。	特定の品目ではなく、市が収集している品目及び集団回収団体が回収している品目全ての持ち去り行為を禁止する条例を制定し、条例に基づき取り締まりを行い、適正処理に対する市民の期待に応えてまいりたいと考えております。
・ホームレスなのか、持ち去りを生業としている業者なのか、境目が難しい。境目の曖昧な問題を条例で取り締まるべきではない。	ホームレス・生活困窮者等に対しては、本人の意向を尊重しながら福祉施策の案内を丁寧に行ってまいります。
・効率的なアルミ缶リサイクル推進の一つの施策として、現行のアルミ缶収集活動者を前向きにとらえてはどうか。取り締まるのではなく、リサイクル活動へ取り込む。アルミ缶収集活動者について、登録制にし、契約書を交わし、活動用ビブスをデポジット制で購入してもらうのはどうか。	
・アルミ缶持ち去りは禁止しない方がよい。軽自動車で来る人は小遣い稼ぎだが、自転車で集めている人は生活の為だ。年金もない高齢者に持ち去りを禁止する事は、彼らの生存権を奪う事になる。生活の為なら持ち去り可という条件付きにしたらどうか。	
・アルミ缶の売却で生活している者にとって、持ち去り禁止は死活問題。売却以外の収入がある者とは区別して対応すべき。	
・名古屋市は財政が苦しいのか。苦しいならまだしも、そうでないなら条例には反対。生きていくために捨てられたものを集めて生活費にあてている。市民の命をまもるのが市の仕事ではないのか。	

・禁止されると収入がなくなり生きていけない。自分のような高齢者が皆生活保護を受けることになれば、市の財政的に苦しくなるのではないか。	
・条例には反対。ホームレスのことを考えるなら、対策を立ててほしい。全員が生活保護を受けたら大変なことになる。	
・収入がゼロになるので困る。	
・市の収入を脅かすことが問題なら、財産の窃盗で警察の仕事であるし、これが窃盗でないなら市の財産と言えるのか疑問。刑法と同一保護法益で刑法以上の規制をかけることは上乗せ規制で問題がある。	条例の保護法益は適正処理であると考えております。 分別に協力していただき、市民の方がルールを守って排出したものは、行政が適正に処理する責任があります。 条例で持ち去り行為を禁止することにより、資源・ごみの適正処理を確保してまいりたいと考えております。

<3 制定、施行の時期に関すること 4 件>

市民意見の概要	市の考え方
・一日でも早く条例を制定してほしい。(同趣旨の意見他 2 件)	条例について、令和 7 年中の制定に向けて進めております。
・令和 8 年 4 月までに条例を完全施行してほしい。一部施行や周知の期間はいい。	なお、条例の内容について十分な周知期間を設ける必要があると考えており、令和 8 年 4 月一部施行、罰則部分は令和 8 年 10 月施行を予定しております。

4 条例の内容に関すること 59 件

<1 趣旨に関すること 4 件>

市民意見の概要	市の考え方
・ 条例の趣旨について、「本市の廃棄物処理」を「市が市民と協働で行う廃棄物処理」に変更し、「循環型社会の形成に寄与すること」の前に「人権を守りつつ」と記載してほしい。 ・ 条例の趣旨について、「本市の廃棄物処理及び集団回収制度の維持及び円滑な実施」を「本市の廃棄物処理及び集団回収制度の維持並びに戸別回収制度への展開・推進等円滑な実施」に変更してほしい。	条例制定の参考にさせていただきます。
・ 趣旨の中の「本市の廃棄物処理及び集団回収制度の維持及び円滑な実施を確保」が何を意味しているのか不明。 ・ 条例の趣旨は、利益の確保なのか、不当な活動で収益を上げている個人の排除なのか、効率的な回収によるリサイクル率の向上なのか、色々考えられるが中心となる理念は何なのか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村に一般廃棄物を処理する責任があります。 本市のごみ処理は市収集及び資源循環の取り組みの一部を担っている集団回収により成り立っていますが、持ち去り行為は本市の廃棄物処理及び集団回収制度の円滑な実施に悪影響を与えております。 分別に協力していただき、市民の方がルールを守って排出したものは、行政が適正に処理する責任があります。 条例で持ち去り行為を禁止することにより、資源・ごみの適正処理を確保してまいりたいと考えております。

<2 持ち去りを禁止する品目に関すること 1 件>

市民意見の概要	市の考え方
・ 市や集団回収団体が回収している品目全てを持ち去り禁止の対象にすることに賛成。品目を指定すると、それ以外の品目が持ち去り可となり、それを許すと社会全体の風紀の乱れ、大きな犯罪発生のもとになる可能性がある。	持ち去り行為は、本市の廃棄物処理及び集団回収制度の円滑な実施に悪影響を与えております。 特定の品目ではなく、市が収集している品目及び集団回収団体が回収している品目全てを持ち去り行為を禁止する条例を制定し、条例に基づき取り締まりを行ってまいりたいと考えております。

<3 規制対象の除外となる者に関すること 23 件>

市民意見の概要	市の考え方
・ 集団回収団体が地域還元のためにアルミ缶を回収することについて、長年運用してきていることから、引き続きこれを認めることは妥当。	規則で届出様式を定め、届出をした集団回収団体は規制対象から除外したいと考えております。
・ 地域住民に対して、地域に還元する目的で資源ステーションからアルミ缶を持っていくことについて理解を得るよう市から集団回収団体に指導してほしい。また、規制除外の団体構成員であることが一目で分かるようなものについて検討してほしい。(同趣旨の意見他 4 件)	なお、届出をした団体に対して、除外対象であることが明確に分かる目印となるものを配付し、「団体構成員は活動時に必ず着用すること」「活動区域内の市民に当該団体による収集・運搬についての理解を得ること」を条件としてまいります。
・ 集団回収（学区協議会方式）の回収業者は一般車両を使うケースもあり、持ち去り行為車両との区別がつかない。	集団回収団体（学区協議会方式）の回収業者は、指定業者であることをマグネットシートで表示して回収にあたるため、区別がつくものと考えております。
・ ホームレスや生活困窮者などに対して、配慮をお願いしたい。(同趣旨の意見他 5 件)	持ち去り行為は、本市の廃棄物処理及び集団回収制度の円滑な実施に悪影響を与えております。
・ ホームレスもアルミ缶回収ができるように許可証や認定証を配付してほしい。(同趣旨の意見他 1 件)	ホームレス・生活困窮者等による持ち去り行為についても、条例による規制対象としたいと考えております。 なお、健康福祉局と連携し、ご本人の意思を尊重しながら、福祉施策についての案内パンフレットを配付する等、丁寧な対応に努めてまいります。
・ 登録済の集団回収団体について、資源ステーションからだけでなく、各戸前からの回収についても規制対象から除外してほしい。また、除外対象団体となるための手続きや問い合わせ窓口の連絡先を記してほしい。	資源が各戸回収される場合についても、条例に基づき届出が出された集団回収団体は規制対象外にしたいと考えておりますが、団体による収集・運搬について該当地域の市民の理解を得ることが条件となるため、団体から地域への丁寧な説明が必要になると考えております。 除外対象となるための届出について、手続きの流れが分かるよう周知してまいります。

・ 集団回収団体も一律に規制すべき。名古屋市自ら条例に抜け道を作ってしまう。また、団体が集めているのを見て、同様に集めてよいと考える外国人も出てくる。(同趣旨の意見他 2 件)	集団回収団体が、地域活動に還元するために資源ステーションからアルミ缶を回収している事例が一定数あることを把握しております。 集団回収は本市の資源循環の取り組みの一部を担っており、資源循環の取り組みや地域活動に悪影響を与えることがないよう、届出をした集団回収団体については規制の対象から除外してまいりたいと考えております。
・ 集団回収団体が除外されるのは不公平。例外を認めるべきではない。	
・ 集団回収団体が除外されるのは不公平。自分達は後始末もちゃんとしている。	
・ 集団回収団体が資源ステーションからアルミ缶を回収している事例があるとすれば、集団回収制度が市の廃棄物処理制度を阻害していることになる。集団回収団体には補助金が出ているはずだが、市の収入を侵した相手にさらに補助金を出すことにならないか。このような団体があることを宣伝するかのような条例を制定することは、都市の品格を失する行為ではないか。	
・ 規制対象外となる集団回収団体の活動地域について、団体の所属する学区のみに限定してほしい。他学区の団体が自学区に回収に来ることがある。	条例制定の参考にさせていただきます。 なお、規制対象外となる集団回収団体の活動区域内の市民に、当該団体による収集・運搬について理解を得ることを条件とし、トラブルにならないよう活動していただくことを考えております。

<4 罰則に関すること 31 件>

市民意見の概要	市の考え方
・ 資源を持ち去る行為は許せるものではなく、罰則が必要。(同趣旨の意見他 7 件)	条例を制定している他都市の多くが勧告・命令を経て、命令違反者に対して 20 万円以下の罰金を科すこととしています。 それでも持ち去りがなくなる状況が踏まえ、常習者に対しては 50 万円以下の罰金に条例改正する事例も見受けられます。 これらの事例を参考に、本市においては、命令違反者は氏名公表とともに罰金 50 万円以下を科すこととしたいと考えております。
・ 回収日前日の夜と当日の朝にアルミ缶を持ち去る所を何度も目撃している。アルミ缶を取られたくないので市の資源回収に出すのをやめた。厳しい罰則を設けてほしい。	
・ 50 万円以下の罰金は少なく抑止にならないのではないかと。(同趣旨の意見他 1 件)	
・ 割に合わない罰金であれば持ち去らないのではないかと。(同趣旨の意見他 1 件)	

・ 罰則が適切かの検討過程が示されていないので、妥当かどうか分からない。	
・ 罰則付きの条例で禁止というのは短絡的だ。	条例を制定している他都市の多くが勧告・命令を経て、命令違反者に対して 20 万円以下の罰金を科すこととしています。
・ ホームレス等からしたら、勧告、命令、氏名公表したところでどうにもならないのではないか。	それでも持ち去りがなくなる状況で踏まえ、常習者に対しては 50 万円以下の罰金に条例改正する事例も見受けられます。
・ 持ち去り者は生活困窮者等が多いと思うが、罰則を作ったところで根本的な解決にならない。	これらの事例を参考に、本市においては、命令違反者は氏名公表とともに罰金 50 万円以下を科すこととしたいと考えております。
・ 持ち去りに関して罰則を与えるべきではない。取り締まりを強化したら犯罪が増加する。持ち去りにより生活を成り立たせている人がいる場合、取り締まることでその分生活保護費がかかる。	ホームレス・生活困窮者等に対しては、健康福祉局と連携し、本人の意向を確認しながら、福祉施策を案内するなど対応してまいります。
・ ホームレスについて、罰則ではなく、福祉の諸制度に適切につなげることが自治体の責務。福祉の部署と連携が必要。	
・ 買い取り側を規制すべき。買い取り業者への罰則についても検討したらどうか。（同趣旨の意見他 6 件）	買い取り規制については、持ち去ったものかどうかの判別が難しいことなど、実効性の確保が課題だと考えております。
・ 罰則について助言・指導の段階を設けてほしい。（同趣旨の意見他 1 件）	現在、持ち去り対策として早朝パトロールを実施しております。 今後も継続するとともに、持ち去り者に対して注意・指導等を実施してまいります。
・ 軽トラックで持ち去る人には、しっかりと罰則を施行して、警察と連携をして取り締まりを行ってほしい。	条例の運用にあたり、警察と連携できるよう取り組んでまいります。
・ 条例施行前の持ち去り行為についても罰則の対象になるのか。	条例施行前の持ち去り行為については罰則の対象にはなりませんが、条例がない現状においても、マナー・モラル違反としてパトロールの際に注意しております。

・注意、勧告、命令について期間経過日、機関名を記載、氏名公表者の報道機関名を記載、罰金の納付方法等を記載してほしい。	罰則については、一定期間が経過したら実施するものではありません。 持ち去り行為を現認したら勧告、勧告に従わない場合は命令、命令に従わない場合は氏名公表するとともに警察へ告発することを考えております。 勧告、命令は名古屋市長名の書面により行います。 氏名公表については、市役所の掲示場に掲示するほか、市公式ウェブサイトに掲載することを考えております。 なお、罰金については刑事罰のため裁判の中で決まるものであり、市に納付するものではありません。
--	--

5 条例の広報に関すること 12 件

市民意見の概要	市の考え方
・広報をしっかりとやらないとトラブルだらけになると思う。	条例の広報については、より多くの方に周知できるように行う必要があると考えております。 広報なごやに掲載するほか、持ち去り者に対して周知できるようチラシの作成、資源ステーションへの掲示物の作成を予定しており、外国語にも対応してまいります。
・持ち去り者に対して、条例の内容をどのように周知するのか。町内回覧、市公式ウェブサイト、広報なごやは勿論、日刊紙、テレビさえも見ない人々を対象にどのような方法があるのか。(同趣旨の意見他1件)	
・資源ステーションに持ち去り禁止や罰金の旨を表示し、英語や中国語等でも併記する。	
・周知徹底するまでには時間がかかると思う。	
・条例について、日本語だけでなく、中国語・韓国語・英語表記のもので、資源ステーションに表示する必要があると思う。	
・通報先を広報なごやで周知してほしい。	
・分かりやすい形で条例を市民に伝える案として、資源ステーションの缶かごに蓋を取り付け、条例の趣旨と罰則を大きく表記する。缶回収後は立て看板としてその蓋を掲げ表示したらどうか。	

・大きな看板を立てるなど、条例の制定について認知させる対策を立ててから実施してほしい。	
・名古屋市以外の住民にも周知する必要がある。	
・収集後の空き缶・空きびんについてリサイクルの状況を広報することが大切。	空き缶や空きびんを含め、資源のリサイクルのゆくえについて、市公式ウェブサイトに掲載しております。
・指定袋に条例の内容を目立つ色で表示し、外国語にも対応する。粗大ごみについては、見える場所に持ち去り禁止の旨を A4 以上の大きさで表示し、外国語にも対応する。	持ち去り者に対して意思表示をするため、日本語で指定袋に持ち去り禁止の表示をすることを考えております。 また、資源ステーションへの掲示物については、外国語にも対応したものの作成を予定しております。

6 所有権に関すること 4 件

市民意見の概要	市の考え方
・排出された資源・ごみの所有権について、誰にあるのかをはっきりと決めるべきではないか。	排出されたごみや資源について、本市はこれまで無主物であると解釈をしてきました。
・「排出されたものに所有権がないため規制できない」と聞いていたが、その点の検討状況はどうか。	しなしながら、ルールに則り排出された一般廃棄物を適正処理する責任が行政にはあります。
・排出されたものの所有権が名古屋市にあれば、持ち去り防止策も決められるのではないか。	条例を制定するにあたり、第三者が持ち去っても仕方ない無主物という考えは馴染まないことから、市が収集するまでは排出した市民または排出場所の管理者に管理いただく必要がある（所有権がある）ものと考えております。
・有料シールが貼り付けされた粗大ごみとは異なり、民法上アルミ缶は無主物に近いと思われる。	

7 条例以外の対策に関すること 10 件

市民意見の概要	市の考え方
・地域に設置しているアルミ缶回収ボックスについて、人が入れる大きさであるが、事故や事件の温床になるようなものはなるべく置かないという配慮があったはず。また、ボックスに集まったアルミ缶の買い取り金額は、通常より高値で扱われると聞いたが、買い取り金額の区別は必要ない。	持ち去り防止対策の一環として、学区を対象に地域内に地域住民が常時アルミ缶を投入できるアルミ缶回収ボックスを設置しております。 そこに集まったアルミ缶を売却し地域へ還元するものです。 アルミ缶回収ボックスはコミュニティセンターや集会所等、公共性の高い場所に設置することを条件としており、基本的には人の目がある中で地域に管理いただいております。
・地域に設置しているアルミ缶回収ボックスを増やしてほしい。コミセンだけだと、持っていく手間を考えると収集量が限られる。また、一度投入したら回収業者以外は取り出しにくい設計にしてもらえるとよい。	今後も引き続き、地域の要望に応じて対応してまいりたいと考えております。 アルミ缶回収ボックスの形状については、アルミ缶を持ってきた人が袋ごと投入できること等を考慮し、蓋を開閉できるものにしております。 なお、買い取り金額については、集団回収団体とリサイクル業者との契約で決められるものであり、市は買い取り金額について関与しておりません。
・役所の方からの巡回があるのか。	現在、持ち去り対策として青色回転灯を設置した車両による早朝パトロールを実施しております。
・見回りの強化をしてほしい。	
・他都市では、金属持ち去り防止見回り中と書かれた青パトが走っていた。	今後も継続するとともに、条例の実効性が確保できるよう、取り組んでまいります。
・有価物とごみの回収を別々に行い、ごみの中からアルミ缶を選び出すことを防止すべき。最近古紙回収BOXがコンビニ等に設置されているが、有価物を常時回収できる方法がいいと思う。	持ち去り対策の一環として、希望する地域に対して、コミュニティセンターや集会所等に地域住民が常時アルミ缶を投入できる回収ボックスの設置をしております。 集まったアルミ缶を売却し、その売却金が地域に還元されるものです。
・看板について、持ち去り禁止の文言に加え、通報連絡先の記載をしてほしい。	持ち去り者に対して意思表示をするため、指定袋への持ち去り禁止の表示や資源ステーションへの掲示物の作成を予定しております。
・資源ステーションに排出する資源について、市の資源である旨を明記した網で覆い持ち去りにくくするのはどうか。また、不燃ごみの持ち去り対策としても、市の資源である旨を明記した網を各戸に配るのはどうか。	ご提案の意見については、今後の参考にさせていただきます。

・ 収集日の前日から排出しない事も持ち去り防止対策として大切。	持ち去り対策の一環として、これまでも、収集日当日の朝に排出いただくよう、また、地域の集団回収やリサイクルステーションへ出していただくよう案内してきているところですが、引き続きご協力いただけるよう努めてまいります。
・ アルミ缶は、資源ステーションに出すのではなく集団回収に出してもらうのはどうか。	

8 保健環境委員など地域住民の役割に関すること 19 件

市民意見の概要	市の考え方
・ 持ち去り行為を発見した際、市民はどのようにしたらよいのか。保健環境委員をはじめ市民に負担がないようにしてほしい。(同趣旨の意見他 8 件) ・ 持ち去り者へ直接声掛け注意することに危険を感じており、持ち去り行為を住民が目撃した際、どのように対応すればよいのか行動指針を示してほしい。 ・ 持ち去り者に注意したら言い訳をされ、それ以上追及できなかった。条例がなく、持ち去りは違反だと明確ではない状況ではどうしようもない。 ・ 持ち去りに悩んでいる地域の方は条例を待ち望んでいるが、条例ができる事により、保健環境委員に対して持ち去りを取り締まれと言われてしまうのではないか。 ・ 注意した保健環境委員等の一般市民が怪我を負った場合の補償も必要ではないか。	保健環境委員をはじめとする市民の皆様がトラブルに巻き込まれることのないよう、持ち去り行為を見かけた際は、場所、時間帯、車のナンバー及び持ち去り者の特徴などを本市に情報提供いただきたいと考えております。 一般の方について補償はありませんが、保健環境委員が活動中に怪我を負ってしまった場合については「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づく補償の対象となります。 いずれにしましても、保健環境委員をはじめとする市民の皆様がトラブルに巻き込まれることのないよう、持ち去り者への直接の注意はご遠慮ください。

・ 勧告、命令、氏名公表などの手続きを、保健環境委員がやるのは無理がある。暴力等振るわれる恐れもあり、警察や市関係者が見張るべき。保健環境委員が資源ステーションに立っていれば、違法回収業者は素通りしていく。(同趣旨の意見他 1 件)	勧告、命令、氏名公表などの手続きを含め、持ち去り者の取り締まりについては、市職員が対応してまいります。 また、現在、持ち去り対策として早朝パトロールを実施しており、今後も継続してまいります。 保健環境委員をはじめとする市民の皆様がトラブルに巻き込まれることのないよう、持ち去り行為を見かけた際は、場所、時間帯、車のナンバー及び持ち去り者の特徴などを本市に情報提供いただきたいと考えております。
・ 見張り当番の腕章をして 2 名以上で立ち番してはどうか。	
・ 保健環境委員で朝 7 時から 8 時の間立ち番をしているが、その時間だけでは無理があり、解決するには自治体の力が必要。	
・ 保健環境委員が立ち番をしていても堂々と持ち去っていく。注意をしてもにらみ返してくる。問題が起きる前に早急に条例を制定してほしい。	
・ 持ち去り者に注意したが、全く聞かない。しつこく言うと命に関わると思いやめた。	

9 その他 25 件

市民意見の概要	市の考え方
・ 資源ボランティア袋に「名古屋市所有空き缶」と書いたラベルを貼り、持ち去りを防ぐのはどうか。	指定袋へ持ち去り禁止の警告表示をすることを考えております。
・ 持ち去りが行われる前にアルミ缶を回収する専門の職員を採用してはどうか。	持ち去りが行われる前にアルミ缶を回収する専門職員の採用は、費用対効果の面で困難であると考えております。
・ 資源ステーションをなくして各戸回収にし、回収もエリアで時間を決め、持ち去りにくいようにしたらどうか。	各戸回収をしている不燃ごみや粗大ごみの持ち去り通報件数も増えている状況を踏まえると、各戸回収にすることで持ち去る側の効率が下がるものと考えられますが、持ち去り行為は完全にはなくなるのではないかと考えております。
・ 各戸回収にして各々出すのが一番いいのではないか。	
・ 防犯カメラを活用してはどうか。(同趣旨の意見他 4 件)	防犯カメラの導入は、費用対効果の面で困難であると考えております。

・アルミ缶の持ち去りを禁止するとホームレスなどの生活の糧が奪われるという意見があるが、労働してもらい市が賃金を支払うとよいのではないか。(同趣旨の意見他1件)	アルミ缶回収等について、ホームレス等に業務としてお願いすることは考えておりません。 ホームレス・生活困窮者等に対しては、パトロールの際に本人の意向を尊重しながら、福祉施策の案内を丁寧に行い、必要な支援につなげてまいりたいと考えております。
・低所得者対策として、持ち去り行為を認めるのはどうか。	
・ホームレスや生活困窮者の収入源となっていることを考えると、そうした方々への生活対策が必要。(同趣旨の意見他1件)	ホームレス・生活困窮者等に対しては、パトロールの際に本人の意向を尊重しながら、福祉施策の案内を丁寧に行い、必要な支援につなげてまいりたいと考えております。
・買い取り業者に、持ち込み者の身元を記録してもらおうと全体の動きが把握できるのではないか。	買い取り規制については、持ち去ったものかどうかの判別が難しいことなど実効性の確保が課題だと考えており、条例に明文化はできないと考えております。
・買い取り業者があるのがおかしい。	
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、資源・ごみは行政による許可がないと取り扱えない。許可がない持ち去り業者は取り扱えないが、廃品回収や資源ステーション回収は適用除外となる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）により、許可なくごみを収集・運搬する行為は無許可営業に該当し、違法性が生じます。 なお、新聞等の古紙やアルミ缶等の収集運搬は許可が不要とされております。 そのため、資源ステーションに排出されたアルミ缶の持ち去りについては、廃棄物処理法違反を問うことは難しいですが、持ち去り行為を禁止する条例を制定し、条例に基づき取り締まりを行ってまいりたいと考えております。
・アルミ缶の回収について、袋で出されていると持ち去りしやすいため、びんの回収のようにかごに直接入れる方法に市全体で統一してはどうか。	アルミ缶回収について、かごに直接入れる排出方法の中川区及び港区においても持ち去りが発生しているため、排出方法の変更で持ち去りがなくなるものではないと考えております。
・不燃、粗大、資源のうち、持ち去りされる品目の回収を減らす方向性を考えてほしい。ごみとして排出する前に、フリマなど再利用を検討する。ごみが減れば行政経費は減るはず。	本市ではリユースを推進しており、不燃ごみや粗大ごみに出す前にリユースを検討いただけるよう、市公式ウェブサイトにてリユースの取り組みを広報しています。
・収集の箱に市職員のみが開けられる仕組みを導入するとか、収集場所を市施設の室内に設けて持ち去りを抑制するのはどうか。	市民生活に与える影響を考慮し、排出方法の変更を伴わない形で持ち去り防止対策を実施し、持ち去り行為を取り締まってまいりたいと考えております。

・持ち去る際に散らかしていくのが問題だ。	持ち去りに関する通報の中には、持ち去り行為に伴い資源ステーションが荒らされるといった苦情もご意見としていただいております。地域住民の方にご負担が掛かっている状況であると認識しております。 持ち去り行為を禁止する条例を制定し、適正処理に対する市民の期待に応えてまいりたいと考えております。
・アルミ缶を車で根こそぎ持って行くのが問題だ。(同趣旨の意見他1件)	分別に協力していただき、市民の方がルールを守って排出したものは、行政が適正に処理する責任があります。 量の多寡に関わらず、条例で持ち去り行為を禁止することにより、資源・ごみの適正処理を確保してまいりたいと考えております。
・集団回収の保管側の対策として、収集量の記録、持ち去られたことが分かる管理状態、保管庫の鍵かけ・監視など、被害を訴えることができるような対策も必要ではないか。	それぞれの団体により事情が異なるため、一律での対応は難しいと考えております。 なお、地域住民が常時アルミ缶を投入することができるように設置するアルミ缶回収ボックスについては、鍵を取り付けて管理いただくことも可能なため、活用をご検討ください。 持ち去り行為を見かけた際は、場所、時間帯、車のナンバー及び持ち去り者の特徴などを本市に情報提供いただきたいと考えております。
・集団回収の回収作業について、監視下の場所・時間など、定期サイクルの管理が必要ではないか。	具体的な回収作業については、集団回収団体と回収業者の取り決めにより行われます。 それぞれの団体により事情が異なるため、一律での対応は難しいと考えております。 そのため、持ち去り行為を見かけた際は、場所、時間帯、車のナンバー及び持ち去り者の特徴などを本市に情報提供いただきたいと考えております。